

#	質問	回答
1	宿泊施設内の売店、喫茶等で観光クーポンの取り扱いはできますか？	いしかわ旅行割キャンペーンのクーポン取扱店舗として、参画登録いただければ取り扱い可能です。登録手続きに関しては、下記へお問い合わせください。 いしかわ旅行割キャンペーン事務局： 観光クーポン取扱店舗 TEL:076-255-6736(平日9:30～17:30)
2	宿泊施設が自ら発行する「宿クーポン」をあわせて適用したいが、その場合の「旅行・宿泊代金」はどのように算出すればいいですか。	宿泊施設が自ら発行する「宿クーポン(具体的な名称・呼称の如何を問いません。当該旅行代金に適用できるもの)」を適用する場合には、旅行・宿泊代金から「宿クーポン」による割引額を先引きした代金を基に、いしかわ旅行割キャンペーンの補助金額を算出することになります。
3	申し込み・予約から精算までの流れを教えてください。	販売補助金の申請は、宿泊施設補助金申請システムより申請いただきます。システムに申請された情報を基に補助金審査を行い、対象の補助金額を振込み致します。詳しくは、宿泊施設取扱マニュアルP17～37をご確認ください。
4	事務局へ送付する補助金適用証明書はコピーでもよいですか。	事務局へは必ず原本を送付してください。(コピーをお取りいただき控えとして保管してください。)
5	この事業において、宿泊施設が費用負担するものはありますか。	補助金適用証明書のコピー代及び事務局への郵送・通信費は宿泊施設様負担となります。(補助金申請システムは利用は無料。精算に係る振込手数料は事務局負担。)
6	補助金適用証明書は事務局へ持参し、提出してもいいですか。	感染防止対策として、来局はお控え頂き、郵送にてお願いいたします。詳しくは宿泊施設取扱マニュアルP36をご確認ください。
7	PRポスターやチラシはありますか。	キャンペーンチラシや広報用ロゴデータは、当ホームページよりダウンロードいただけます。
8	会社名、法人名等、個人名以外で領収証を発行することは可能ですか。	可能です。
9	コロナの感染状況により、事業中止となった場合のキャンセル料補填はありますか。	現在、キャンセル料補填の予定はございません。
10	8泊以上の宿泊を行った場合、補助金額はどのように計算しますか。	連続する7泊分が補助金の対象となります。詳しくは、宿泊施設取扱マニュアルP6をご確認ください。
11	大人と子供の旅行代金が異なる場合、販売補助金はどのように計算すればいいですか。	①旅行代金総額(=大人と子供の合計宿泊代金)に20%を乗じます。 ②宿泊旅行の上限額3,000円に、宿泊する合計人数と泊数を乗じます。 ※①②を比較し、安い方を販売補助額とします。 ※ただし最低旅行代金を下回る場合は補助の対象外となります。 (平日3,000円、休日2,000円<1人1泊/日あたり>)
12	オンライントラベルエージェント(OTA)経由の予約、申込も補助の対象となりますか。その場合、補助金は、宿泊施設から申請する必要がありますか。	OTA経由の予約、申込も補助の対象となります。OTAから申請手続きされますので、宿泊施設様からの補助金申請は不要です。
13	旅行代金を各種ポイントやマイル、ギフト券等で支払いは可能ですか。	個人が保有するポイント類、旅行券、ギフト券等、名称の如何を問わず、「旅行者個人に付帯するもの」等、クレジットカード・現金と同様の支払い手段として利用する場合、利用可能です。(販売補助金適用後の旅行者支払い額に対して現金同様に利用できます。)
14	「いしかわ新型コロナ対策認証制度」の認証を受けておりません。補助金申請はできますか。	「いしかわ新型コロナ対策認証制度」の取得は不要ですが、「石川県新型コロナ対策取組宣言」への登録は必要となります。「石川県新型コロナ対策取組宣言」へご登録いただいた上で、本事業への参画登録をお願いします。登録完了後、補助金の申請が可能となります。
15	コンパニオンサービスを含む商品は補助の対象となるのですか。	接待等を伴うコンパニオンサービスを含む商品は対象外です。ただし、コンパニオン代を除いた宿泊代金は、補助の対象とすることは可能です。
16	「食事券」を含む宿泊商品は補助の対象ですか。	食事券の内容により異なります。 補助対象外・・・金券類 補助対象・・・館内利用券や、特定の食事メニューに引き換えられる場合 (具体例) ×全国の店舗で使用可能なグルメ券3,000円分 ○宿泊施設内レストランで使用可能な夕食券3,000円分 ○宿泊施設近隣食事施設で宿泊期間中に使用可能なA定食の食事券
17	宿泊施設のデイクース利用は補助の対象ですか。	補助の対象外です。
18	ビジネス出張は補助の対象ですか。	対象となります。ただし、公費出張(公費による公務員の出張、修学旅行等を引率する場合を含む)は対象外となります。

#	質問	回答															
19	旅行当日に旅行者が新型コロナウイルス感染症の陽性となり、キャンセルとなりました。取消料についてはどのように対応すればよいですか。	取消料については各宿泊事業者の規定に沿ってご対応ください。キャンセルが行われた宿泊商品については、補助の対象外となります。感染を理由とした特例は本事業にはございません。															
20	外国人はいしかわ旅行割キャンペーンの対象となりますか。	日本国内居住者であれば、外国人の方も対象となります。 日本国内に居住実態のない、観光・ビジネス目的などの短期滞在の場合は、対象外です。 技能実習生等、日本への居住が明らかである場合は、対象となります。															
21	日本へ一時帰国中の海外在住の日本人は対象ですか。	対象外です。 居住地が日本国外で、一時的に日本に帰国する(している場合)、日本国内に居住の実態があるとは言えないため、対象外となります。															
22	子供や乳幼児は対象となるのでしょうか。	対象となります。 ※旅行代金の異なる子供や幼児を人数に加えることにより、最低旅行代金を下回る場合には、申請として除くことも可能です。 (例) 合計旅行代金:15,000円/2泊3日の宿泊を伴う旅行 ※平日2泊 〈大人2名、無料の乳幼児をカウントしない場合〉 (平日数 × 3,000円 + 休日数 × 2,000円) × 参加人数 (2日 × 3,000円 + 0日 × 2,000円) × 2名 = 最低旅行代金 12,000円 ⇒合計旅行代金が最低旅行代金以上のため補助の対象となります。 〈大人2名 + 無料の乳幼児をカウントする場合〉 (平日数 × 3,000円 + 休日数 × 2,000円) × 参加人数 (2日 × 3,000円 + 0日 × 2,000円) × 3名 = 最低旅行代金 18,000円 ⇒合計旅行代金が最低旅行代金未満のため補助の対象外となります。															
23	本人確認書類として有効な書類には、具体的に何がありますか。	運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、健康保険証、パスポート、学生証、在留カード、障がい者手帳、国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書等、 『氏名』および『住所(居住地)』を確認できる公的書類の原本を本人確認書類とします。 ※ただし学生証は、現住所(居住地)が確認できるものとします。															
24	12歳未満の場合の本人確認書類として有効な書類には具体的に何がありますか。	行政、公的機関から発行されている証明書(健康保険証・マイナンバーカード・母子手帳等)で、 『氏名』と『住所(居住地)』を確認できる書類の原本を本人確認書類とします。															
25	日本在住の外国人において、上記の本人確認書面をもっていない場合、有効な本人確認書類は、何がありますか。	在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書等、国または地方公共団体等公的機関が発行した書類の原本を本人確認書類とします。															
26	旅行当日、本人確認書類の提示ができない場合はどうすればいいですか。	旅行当日に本人確認書類(原本)を提示いただけない場合は、補助の対象外となります。 ※後日提示、コピーや画像での提示も補助の対象外となります。ご注意ください。															
27	複数人で申し込みをし、旅行当日、そのうちの1人が提示書類(「本人確認書類(原本)」と「ワクチン検査パッケージ」)を忘れてしまいました。その場合、全員が補助金の対象外となりますか。	提示書類(「本人確認書類(原本)」と「ワクチン検査パッケージ」)を持参しなかった旅行者のみ補助の対象外となります。 (例) 3人のうち、1人が持参しなかった場合 旅行者A(持参あり) → 対象 旅行者B(持参あり) → 対象 旅行者C(持参なし) → 対象外 ※予約先によって提示が必要なタイミングが異なります。詳しくは下図をご確認ください。															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>販売窓口</th> <th>宿泊施設直接予約</th> <th>OTA</th> <th>旅行代理店</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人確認書類</td> <td colspan="3">本人確認書類(原本)の確認が必要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ワクチン検査パッケージ</td> <td>接種証明3回以上</td> <td colspan="2">ワクチン接種歴3回以上の確認必要 ※ワクチン3回以上接種済み証明書等</td> </tr> <tr> <td>陰性証明</td> <td colspan="2">旅行開始日に有効な陰性証明の確認必須 ※陰性の検査結果通知書</td> </tr> </tbody> </table> <p>旅行代理店で事前確認済みの場合は、確認不要</p>	販売窓口	宿泊施設直接予約	OTA	旅行代理店	本人確認書類	本人確認書類(原本)の確認が必要			ワクチン検査パッケージ	接種証明3回以上	ワクチン接種歴3回以上の確認必要 ※ワクチン3回以上接種済み証明書等		陰性証明	旅行開始日に有効な陰性証明の確認必須 ※陰性の検査結果通知書	
販売窓口	宿泊施設直接予約	OTA	旅行代理店														
本人確認書類	本人確認書類(原本)の確認が必要																
ワクチン検査パッケージ	接種証明3回以上	ワクチン接種歴3回以上の確認必要 ※ワクチン3回以上接種済み証明書等															
	陰性証明	旅行開始日に有効な陰性証明の確認必須 ※陰性の検査結果通知書															
28	日本国外でワクチン接種を受けました。そのワクチン接種証明は、ワクチン検査パッケージとして、有効ですか。	日本政府が定めたワクチンを接種し、その証明をお持ちの場合は、ワクチン検査パッケージとして有効です。 詳細は、次の厚生労働省ホームページをご確認ください。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html</a>															

#	質問	回答
29	感染状況等により全国旅行支援を停止した都道府県がある場合、その県の在住者が、他県へ行く旅行も対象外となるのでしょうか。	<p>対象外とはなりません。 各都道府県の判断で全国旅行支援キャンペーンを停止する場合、その都道府県の在住者は、キャンペーン実施中の都道府県への旅行は補助対象となります。 あくまでもキャンペーンが停止となった都道府県を目的地とする旅行が対象外となります。</p> <p>A県にてキャンペーンが停止される場合 ○ A県 → B県 への旅行 × B県 → A県 への旅行</p> <p>※ただし、国の判断でキャンペーンを停止する場合においては、双方への旅行において補助金は適用されません。</p>
30	添乗員やガイド(乗務員)は、補助金適用の旅行者としてカウントできますか。	<p>添乗員やガイド(乗務員)は、通常旅行代金に内包されているため、補助金対象人数としてカウントできません。 (旅行者ではなく、原価の扱い) 補助金対象外のため、観光クーポンも配布されないようご注意ください。</p>

# ▶宿泊事業者向け ～観光クーポン～

令和5年3月16日(木)

#	質問	回答
1	石川県観光クーポンとはどのようなものですか。	いしかわ旅行割キャンペーンに登録された取扱店舗(土産物店、飲食店、観光施設、交通機関など)で利用いただけるクーポンです。 令和5年1月10日以降は、スマートフォンを使ってご利用いただく電子クーポンになります。
2	石川県観光クーポンは、紙クーポンですか、電子クーポンですか。	原則、電子クーポンです。 ※スマートフォンをお持ちでない旅行者、修学旅行等でスマートフォンを使用できないと旅行者より申し出があった場合のみ例外措置として、紙クーポンを配布する場合があります。
3	石川県観光クーポンには、種類がありますか。	電子クーポン引換券2種(平日2,000円券、休日1,000円券)、紙クーポン1種の計3種がございます。
4	石川県観光クーポンはいつまで利用できますか。	令和5年7月1日(土)までご利用いただけます。
5	石川県観光クーポンはどこで利用できますか。	いしかわ旅行割キャンペーンに登録された取扱店舗(土産物店、飲食店、観光施設、交通機関など)でご利用いただけます。 詳しくは当ホームページの「クーポンを使えるお店を探す」にてご確認ください。
6	紙クーポンの配布を求められた場合、どうしたらいいですか。	原則、電子クーポン引換券をお渡しください。 やむを得ない事由で、電子クーポンを利用できないと申し出があった場合のみ、紙クーポン券を配布ください。 例)通信インフラが十分に整備されていない地域における利用、スマートフォンを所持していない旅行者、修学旅行でスマートフォンを使用できない旅行者等
7	石川県観光クーポン(電子クーポン)の利用にあたり、スマートフォン等の推奨環境はありますか。	【OS】 ・iPhone ⇒ iOS10以降 ・Android ⇒ Android7.0以降 【ブラウザ】 ・iPhone ⇒ Safari 最新版 ・Android ⇒ Chrome 最新版  ※2017年2月以前のらくらくスマートフォンはご利用いただけません。 また、海外製のスマートフォン(Google、Androidであっても)に関しましても一切、動作保証はしておりませんのでご注意ください。
8	石川県観光クーポン(紙クーポン)を利用する前に、クーポンを汚損してしまったが、そのまま利用できますか。	紙クーポン券裏面のクーポン券番号の判読ができる場合は、ご使用できます。
9	石川県観光クーポンの配布枚数の算出方法を教えてください。	【宿泊の場合】平日:1人1泊につき電子クーポン引換券2,000円分を1枚(紙クーポン1,000円×2枚) 休日:1人1泊につき電子クーポン引換券1,000円分を1枚(紙クーポン1,000円×1枚) ※ただし旅行代金が平日3,000円未満、休日2,000円未満の場合は、補助対象外のため、クーポンの配布はできません。
10	令和5年4月1日(土)以降の予約に関して、予約開始日(令和5年3月16日)以前に予約された旅行でも、石川県観光クーポン配布の対象になりますか。	予約開始日(令和5年3月16日)以前に予約された旅行は、対象外です。
11	使用しなかった石川県観光クーポンは払い戻しできますか。	払い戻しできません。
12	石川県観光クーポンを紛失してしまいましたが、再発行できますか。	再発行はできません。
13	石川県観光クーポンの手元在庫が少なくなってきたが、どうしたらよいですか。	ご依頼から納品まで最大1週間程度かかる場合もございますので、余裕をもって事務局への発注依頼(『観光クーポン追加依頼書』にて)をお願いします。
14	石川県観光クーポン配布後に、減員、減泊が発生した場合、配布済みのクーポンは、回収が必要ですか。	減員、減泊分のクーポンは、必ず回収してください。返却されない場合は、給付金の不正受給となり、返還請求の対象となるほか、詐欺罪に問われる可能性があることを旅行者に告知してください。クーポンが既に利用された場合は、旅行者から現金で返金いただくようお願いいたします。
15	石川県観光クーポンを第三者へ譲渡・販売・物品への交換等はできますか。	できません。 旅行者の不正利用が発覚した場合は、事務局にて調査を行います。 調査に必要な旅行者情報を、宿泊施設様へ照会させていただきますので、予めご了承ください。
16	宿泊代金として、観光クーポンを受け取ることはできますか。	宿泊代金の全額または一部として、観光クーポンをお受け取りいただくことはできません。ただし、石川県観光クーポン取扱店舗の登録をしている宿泊施設であれば、宿泊代金以外の飲料や館内利用料、売店等で代金の全額または、一部として、お受け取りいただくことは可能です。
17	旅行者において、旅行行程に県外を含む旅行商品等の代金への支払いに石川県観光クーポンを利用できますか。	利用できません。ただし、石川県観光クーポン取扱店舗の登録をしている宿泊施設であれば、宿泊代金以外の飲料や館内利用料、売店等での支払いに充てることができます。
18	宿泊施設内に飲食店や土産物店がある場合、観光クーポン取扱店舗として登録できますか。	ご登録いただけます。ただし、宿泊代金の全額または、一部として、お受け取りいただくことはできません。また、宿泊施設として参画登録をしていた場合でも、別途、石川県観光クーポン取扱店舗としての登録をしていただくことが必要です。

3月16日更新

3月16日更新

#	質問	回答
19	県民割事業の石川県観光クーポン取扱店として登録していれば、いしかわ旅行割キャンペーンの石川県観光クーポンの取扱いはできますか。	取扱いできません。いしかわ旅行割キャンペーンの石川県観光クーポン取扱店舗として、改めて登録してください。
20	複数施設を有する宿泊施設ですが、石川県観光クーポン取扱店舗の登録は店舗ごとに行いますか。	法人(宿泊施設)単位で登録またはそれぞれの店舗ごとで登録のどちらでも登録可能です。法人(宿泊施設)単位で申請される際は、登録を希望するすべての店舗に関する情報(店舗名、住所、連絡先、担当者名など)をまとめてご報告ください。
21	電子クーポンの誤配布等による回収等についての対応方について教えてください。	電子クーポン引換券は、一度お客様へ配布いただいた後は、原則、交換いただけません。 ※やむをえない事情で交換が発生する場合は、必ず「未使用であること」をご確認いただき、宿泊施設様の責任の下、交換の対応をお願いいたします。 ※返却された電子クーポンの残高は、HP上にアップしております「電子クーポン引換券返却手順」の資料をご確認ください。 ※返却された電子クーポン引換券は、再利用不可です。別の旅行者に配布されないようご注意ください。 ※返却された電子クーポン引換券の取り扱いは、HP上にアップしております「電子クーポン引換券返却受付手順」と「電子クーポン引換券返却証」の資料をご確認ください。
22	電子クーポンの誤配布等による回収後の対応について教えてください。	・電子クーポン引換券配布後に、減員減泊となった場合、電子クーポン引換券は、旅行者より必ず回収をお願いします。 ・返却をお受けいただく際、必ず「未使用であること」をご確認ください。 ・返却をお受けいただく際、「一度、受取(チャージ)をされていても、電子クーポンの利用権利は消滅し、万一、利用された場合は、不正利用になる旨」をお客様へご案内ください。 ※返却された電子クーポンの残高は、HP上にアップしております「電子クーポン引換券返却手順」の資料をご確認ください。 ※返却された電子クーポン引換券は、再利用不可です。別の旅行者に配布されないようご注意ください。 ※返却された電子クーポン引換券の取り扱いは、HP上にアップしております「電子クーポン引換券返却受付手順」と「電子クーポン引換券返却証」の資料をご確認ください。
23	添乗員やガイド(乗務員)へ観光クーポンを配布する必要がありますか。	添乗員やガイド(乗務員)は、通常旅行代金に内包されており、補助金対象人数としてカウントできません。(旅行者ではなく、原価の扱い) 補助金対象外のため、観光クーポンも配布されないようご注意ください。